

【本日の目次】

1. 市況情報

- ◆ 本日の株価指標等
- ◆ 第一部前・後場概況

2. マーケットニュース

3. セミナー情報

- ◆ +YOU ニッポン応援全国キャラバン開催予定

4. コラム

- ◆ 証券取引等監視委員会からの寄稿

=====
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記
目次 4. コラムを抜粋しております。

=====
投稿 No. 151

1. アーツ証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」といいます。)は、アーツ証券株式会社を検査した結果、平成 28 年 1 月 29 日、金融庁に対して行政処分を行うよう勧告いたしました(詳細は下記リンク参照)。

(公表文) http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20160129-1.htm

(参考資料) http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20160129-1/01.pdf

【事案の概要等】

アーツ証券は、株式会社オプティファクターが設立・運営する 3 社が発行する社債(いわゆる「レセプト債」)について、自ら投資家に販売したり、他の 6 つの証券会社の販売支援等を行っていましたが(3 社債合計で発行残高は約 227 億円で、投資者数は約 2470 者でした(平成 27 年 10 月末現在))、オプティファクター及び当該 3 社は平成 27 年 11 月に破産手続開始決定を受けました。

証券監視委が検査を行ったところ、当該 3 社においては、買い取った診療報

酬債権等の残高が社債発行残高に比して著しく僅少であり、社債発行による調達資金が関連会社等に流用され毀損し、決算書に実態が不明な資産が多額に計上され、実在性のある資産は社債発行残高に比べて著しく僅少となっていました。

アーツ証券の川崎社長は、こうした実態について、遅くとも平成 25 年 10 月頃までに、オブティファクターの児泉社長から相談等を受けて認識しており、これを意図的に秘匿・隠蔽して販売を継続しました。

こうしたアーツ証券の行為は極めて悪質であり、証券監視委による行政処分の勧告と同日、関東財務局による登録取消処分が行われました。

(公表文) <http://kantou.mof.go.jp/rizai/pagekthp032102850.html>

なお、各財務局において検査を行っていた他の 6 つの証券会社についても、2 月 19 日、金融庁に対して、行政処分を行うよう勧告いたしました（詳細は下記リンク参照）。

(公表文)

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20160219-6.htm

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20160219-5.htm

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20160219-4.htm

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20160219-3.htm

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20160219-2.htm

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20160219-1.htm

2. 最近の取引調査に基づく勧告について

証券監視委は、取引調査の結果に基づいて、以下の 3 事案（相場操縦 2 事案、内部者取引 1 事案）について課徴金納付命令勧告を行いました。

- ・ H28. 1. 29 ディー・ディー・エス株式に係る相場操縦

(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20160202-1.htm)

- ・ H28. 2. 2 Mipox 株式に係る相場操縦

(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20160202-2.htm)

- ・ H28. 2. 2 石山 Gateway Holdings 株式会社の社員からの情報受領者による内部者取引

(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20160202-3.htm)

【相場操縦事案の概要等】

(1) DDS 株式に係る相場操縦（見せ玉を利用した市場間を跨ぐ相場操縦）

本件は、海外の投資運用業者（違反行為者）が、東証の前場立会取引開始前の注文受付時間帯に、約定させる意思のない大量の成行買い注文（いわゆる見せ玉）を多数の証券会社に分散発注して当該銘柄の寄前気配値段を人為的に引き上げ、その結果、同気配値段の上昇に追随して PTS で当該銘柄の株価が上昇

した際に、この価格変動を利用して、保有していた DDS 株式を PTS において自己に有利な価格で売り抜けたという事案でした（その後、違反行為者が大量に発注していた「見せ玉」の取消し等を行い東証の寄前気配値段は急落しています）。

本件について取引調査を行った結果、(a)違反行為者が違反行為の前日に DDS 株式を買い付けていたこと、(b)DDS 社が前日夜に公表した業績の下方修正を受けて当日の東証寄前気配値段が急落し、保有する DDS 株式には含み損が発生する状況にあったこと、(c)今回の一連の取引により、損失を回避し売却益の獲得に成功していたこと、等が判明しています。

金商法 159 条 2 項 1 号は「売買が繁盛であると誤解させ、又は、相場を変動させるべき一連の売買の委託等」をすることを禁止していますが、今回、違反行為者が人為的に引き上げた「寄前気配値段」は、上場銘柄の最新の需給動向を客観的に反映したものとして東証が情報開示しているものであり、投資者にも投資判断に有用なものとして幅広く利用されていることから、当然に「相場」に該当するものです。

違反行為者は、大量の買い見せ玉を発注することによって「寄前気配値段」を大幅に引き上げていることから、この行為は「相場を変動させるべき一連の売買の委託等」に該当することは明らかですし、DDS 株式の取引が「繁盛であると誤解」させるために行われたものであると認められたことから、違反行為者に対し課徴金の納付を命ずるよう内閣総理大臣等に勧告を行ったものです。

証券監視委は、東証や受託証券会社の売買審査部門等とも適切に連携しながら効率的・効果的な市場監視に努めているところであり、今回把握された多数の証券会社に分散発注された「見せ玉」についてもその過程で把握されたものです。

近時、金融商品取引所の寄前気配値段を人為的に操作し、これと連動する PTS で売買差益を稼ぐ手法の取引が認められており、昨年 3 月以降、勧告対象となったものは 3 件目となりますが、このような取引は、市場の公正性に対する投資者の信頼を著しく損なうものであり、今後とも東証を含む市場関係者と適時・適切に連携しながら厳正に対応してまいりたいと考えております。

(2) Mipox 株式に係る相場操縦（仮装売買や見せ玉を利用した相場操縦）

本件は、個人投資家（違反行為者）が、自己対当売買（仮装売買）や買い上がり買付け、見せ玉等の手法を使って人為的に Mipox 株価の引上げと出来高を増やすことにより、他の投資者の売買注文を誘引し、あらかじめ安値で買い付けていた当該株式を高値で売り抜けたという事案でした。

なお、当該銘柄については、当初の予想に反して株価が下落したため違反行為者の保有株にも含み損が発生する状況にありましたが、違反行為者が行った一連の売買取引の結果、損失回避ができただけでなく、少額ながら売却益を確保することにも成功していたことが判明しています。

【内部者取引事案の概要等】

○ 石山 Gateway Holdings(株)の社員からの情報受領者による内部者取引（バスケット条項を適用）

本件は、石山 Gateway Holdings(株) (以下「石山 GH」という。) の社員甲から、同人が職務に関して知った、石山 GH が有価証券報告書の虚偽記載の嫌疑事実により証券監視委の強制調査を受けた旨の、「同社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実」の伝達を受けた知人(違反行為者) が、当該重要事実の公表前に、同社株式を売却したという事案でした。

本件の特徴は、「有価証券報告書の虚偽記載の嫌疑事実により証券監視委の強制調査を受けたこと」が、金商法 166 条 2 項 4 号の規定する「上場会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」(いわゆるバスケット条項) に該当すると認定していることにあります。

「証券監視委の強制調査を受けたこと」は、法 166 条 2 項 1～3 号に列挙された重要事実には該当しませんが、上場会社である石山 GH が「有価証券報告書の虚偽記載の嫌疑で証券監視委の強制調査を受けた」ことは、(a) 同社の業績内容の信用性や会社運営の健全性に重大な疑義を生じさせるものであること、また、(b) 投資者の投資判断にも著しい影響を与えるものであること(実際に、重要事実を公表した翌日以降、同社の株価は二日連続のストップ安となっている) を踏まえ、法 166 条 2 項 4 号のバスケット条項を適用することが適当であると判断したものです。今事務年度においてバスケット条項を適用した事案は、本件で 3 件目となります(概要は以下に記載した参考のとおり)。

なお、石山 GH の社員甲と違反行為者は古くからの知人として定期的に会って飲食をともにしており、本件強制調査が行われた当日夜に会食をすることが予定されていましたが、社員甲は強制調査により会食に出席することができなくなったため、違反行為者に対して出席できない旨を告げる際、「証券監視委の強制調査を受けている」ことについても告げていました。また、違反行為者は、この情報が公表された場合には石山 GH の株価が急落し多額の損失が発生すると考えて当該重要事実の公表前に保有する同銘柄を全て売却したものであり、これにより損失回避に成功しただけでなく、若干の売却益を得ていたことが判明しています。

(参考) 今事務年度にバスケット条項を適用した事案の概要

○スカイマーク元役員による内部者取引事案 (H27.10.9 勧告)

スカイマークの元役員が、在任当時に以下の事実を職務に関して知り、当該事実が公表される前に保有していたスカイマーク株式を全株売却していた事案。

⇒スカイマークが、A380 型機の購入契約に基づく前払金約 8 億円をエアバス社に支払わなかったことに対して、エアバス社が発出した、契約の解除の前提となる催告書がスカイマークに到達したことで契約解除がほぼ確実にした事実。

⇒債務不履行によって本件契約を解除された場合には、エアバス社に支払済みの前払金合計約 260 億円が返還されず減損損失になる等、スカイマーク社の

事業継続に重大な疑義が生じる状況にあったことが調査で判明。

(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2015/2015/20151009-1.htm)

○アールテック・ウエノとの契約締結者の職員による内部者取引事案

(H27.11.25 勧告)

アールテック・ウエノとの間で治験契約を締結していた法人の職員が、同契約の履行に関して、同社が開発中であった新薬の第3相臨床試験の中止という事実を知り、当該事実が公表される前にアールテック株式を信用取引を利用して売却していた事案。

⇒本件に関しては、(a)新薬の希少性・特殊性が認められていたこと、(b)本臨床試験の成功が客観的に期待されている状況にあったこと、(c)アールテック社が新薬の有望さを投資者にアピールしていたこと、(d)本件新薬開発に対して市場も好意的に反応していたこと、が調査で判明。

⇒本件は「新製品の企業化（又は中止）」（法166条2項1号カ）に該当する可能性があったが、アールテック社は、本件新薬の臨床試験を中止しているものの、本件新薬の開発・研究を完全にあきらめたわけではないため当該条項には該当しないことから、バスケット条項を適用すべきと判断。

(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2015/2015/20151125-1.htm)

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>